

国際的な化学物質対策の動向

—SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）を中心に—

環境省環境保健部環境安全課 早水輝好

1. 国際的な化学物質対策の流れ

1970年代から80年代にかけての国際的な化学物質対策は、OECD（経済協力開発機構）、WHO（世界保健機関）、UNEP（国連環境計画）といった国際機関がリードして、化学物質の安全性の試験法や評価法の国際的な調和、化学物質の安全性についてレビューした文書やガイドラインの作成など、様々な取組が進められてきた。

1990年代になると地球環境問題に世界の注目が集まり、1992年にはリオデジャネイロの環境と開発に関する国連会議（リオサミット）においてアジェンダ21が採択され、国際的な化学物質対策についてもその第19章に盛り込まれた。

また、化学物質対策に関する国際条約として、1989年に有害廃棄物の越境移動等を管理するバーゼル条約、1994年に有害化学物質の貿易を管理するロッテルダム条約、2001年にPCBなどの残留性有機汚染物質（POPs）の廃絶・削減を進めるストックホルム条約がそれぞれ採択された。現在は、国際的な水銀汚染の防止のための条約制定に向けた国際交渉が進められている。

2. SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）の経緯と進捗

2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット（WSSD））で採択された実施計画の中で、「2020年までに化学物質が健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする」といういわゆる「WSSD 2020年目標」が合意された。その目標を達成するための方策として、2006年に開催された第1回国際化学物質管理会議（ICCM1）で、SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）が合意された。

SAICMは、政治宣言である「ドバイ宣言」、SAICMの対象範囲、目的、原則とアプローチなどを定めた「包括的方法戦略」、それにSAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として273の行動項目をまとめた「世界行動計画」からなり、3年ごとに国際化学物質管理会議（ICCM）を開催してその進捗を確認することになっている。

2009年に第2回国際化学物質管理会議（ICCM2）が開催され、SAICMの実施状況がレビューされるとともに、「新規の課題」として、①ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、②製品中化学物質、③電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質、④塗料中鉛の4分野について国際的な取組が進められることになった。またペルフルオロ化合物（PFC）の管理についてもこれに準じて情報交換等が進められることになった。

2011年11月には、第3回国際化学物質管理会議（ICCM3）の準備のための公開作業部会（OEWG）が開催され、SAICMの進捗状況のレビュー、前述の「新規の課題」に関する進捗状況の報告と今後の活動についての検討、「新規の課題」への追加提案に関する検討、途上国への資金・技術支援に関する検討などが行われた。ICCM3は2012年9月にナイロビで開催される予定であり、OEWGで合意された決議案をもとに、今後の活動等について議論が行われる見込みである。

SAICMは条約に基づく取組ではないが、先進国・途上国がともに参加する国際的な化学物質対策の重要な枠組みである。我が国においても様々な国内対策を進めるとともに、国際貢献を行ってきたところであり、引き続き取組を進めていく必要がある。